



## 【防犯灯について】

- ◇ 防犯灯は自治会の所有物で、自治会が電気代を含め維持管理をしています。
- ◇ 設置や電気料金には福岡市から補助金が支給されています(毎年申請が必要です)。
- ◇ 防犯灯の他に道路灯(街路灯)がありますが、こちらは道路の管理者の管轄となります。
- ◇ 小戸1丁目1区自治会(小戸1丁目1番1号 ~20番304号  
小戸1丁目21番1号 ~23番20号)の範囲が対象です。